

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年4月1日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問の方、お願いいたします。

それでは、質問のある方。ハナダさんから、どうぞ。

○記者 NHKのハナダと申します。

今日の定例会で議題になった最終処分の基本方針の改定について伺わせてください。今日の委員会の中で委員長の発言として、廃棄物の処分が安全にできるようにするには法律を変えることも柔軟であるべきだという話があったと思います。この趣旨なんですけれど、廃炉廃棄物もそうなんです、今の最終処分法で決められている全量再処理でガラス固化体を処分するということに限定しないで直接処分も含めて法律を改正して検討することを求める趣旨としても受け止めたんですが、どのような趣旨での発言だったのか伺わせてください。

○田中委員長 私の質問に対して、経産省の方から法律がそうなっているからできませんとかという、国会答弁みたいな事を言っているのですが、実際にはまだこれから再処理がどうなっていくか見えない、少なくとも全部やれるような物量的に考えても、収支バランスが合いませんから、そういうことを考えていったときに、どういう選択があるのかもあるし、今、余裕深度の議論も御承知かも知れませんが、長寿命の核種を、だから、特定廃棄物の一種、二種、それから普通の一と二と分けているけれども、本来ならそういう分類の仕方だって、本当に現実に合っているのかどうかということもあるので、いろんなことを考えて、やはりきちっと安全に処分できるような方法について、法律を変えることについては別に逡巡するする必要はないのではないですかという意味で申し上げました。

○記者 田中知委員からもですね、今の可逆性を含めた形ではなかなか規制、色々不確定性が多いという点だと思うのですが、規制を作るのも難しいという御発言もあったと思うのですが、そういった点を踏まえて、今の法律の改正の柔軟性というのもあると思うのですが、どういうことが求められていくとお考えでしょうか。

○田中委員長 日本では全然進んでませんですけども、可逆性を求めるというのは普通一般的には大体そういうふうなところもありますけれども、可逆性を担保するためには、

土地とかいろんなところの条件とかが違ってきますよね。それから地下の処分のあれも多分違ってくると思いますし、そもそも何年間可逆性を担保するのも分からないというところもあって、だから多分分からないんですよ、向こうも。まだはっきりしたことは言えない。そこは大体想像つくんですよ。だからとりあえず最後に私が申し上げたのは、文献調査のところは、経産省の主体性でやると言ったから、これはうちは関係ないと、その後の概要調査というところの段階になったときに、本当にそこで、その辺の条件が明確になってこないと今度は安全の評価ができなくなるなということで、とりあえず知委員が言ったところは先送りに近いところがありますね。文献調査は、2000年あの法律ができて、NUMO（原子力発電環境整備機構）ができて、もう2017年でしょ、未だに文献調査の段階にすら入っていないのだから、先が、そう色々言ってみても ambiguityが大きすぎてあまり明確にはならないと、いわゆる使用済み燃料の扱いは非常に重要ですよ。1Fの経験、安全上も。だからそこはきちっと我々としては見ていきたいと思えますから、その一環として廃棄物の処分もあるんだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいらっしゃいますか。ミヤジマさんどうぞ。

○記者 FACTAのミヤジマです。正に法律で当委員会には意見具申権があって、今日の経産省の説明は非常にやはり3.11後の民意とかなんかを汲んでいるとは全く思えなかったんですけども、逆にこちらが出す委員会の意見もですね、基本的には異存がないと書いてあるんですけども、やはり今のようなこのトイレなきマンション、放置保護ですね、こういうのはやはり3.11のものに合わせる形で、やはり国民的議論をするべきではないかとか本来そういうことがやはり当委員会には意見具申ですから、意見を聞くかどうかは相手の自由ですから、そういうことを率直に言って頂かないと先生のお気持ちが世の中に伝わらないと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○田中委員長 非常に難しいというか、どこまで申し上げられるのか立場の問題があって、またそんな役人みたいな事を言っていると叱られそうですけれども、そこがあるんですよ。私は、一番難しいのは1Fの使用済み燃料、溶けた燃料も含めて、どういうふうに扱っていくかということについては、全く規制も考え方も今のところないんです。そこは一つの大きな試金石ですよということは、規制サイドとしても非常に大きな課題だという認識を持っています。前々から申し上げていますが、使用済み燃料、一般的な発電所プラントにある使用済み燃料をすぐにいわゆる今日議論したような処分というのはそう簡単に実現するとも思えないから、当面は安全上は乾式キャスクに入れて保管してくださいと言っています。ただ、これは政策サイドの問題なんで、規制として今プールがあるのはいけないということは、踏み込むことはできない、踏み込むほどの評価もしていませんので、ただ、一般的に言えばキャスクに入れておいた方が安全だということは、1Fの事故で明確に実証されていますから、そういうことだけは申し上げている

ということですね。答えになっているかどうか分かりませんが。

- 司会 はい、次の方いらっしゃいますか。オイカワさん、どうぞ。
- 記者 日経新聞のオイカワと申します。最終処分について1点お伺いしますが、さっき委員長がおっしゃたように、この問題は2000年以降に一応体制が整ってできたわけなんですけれども、ここまでずると実質的には前に進まず来てしまったのですが、委員長御自身はその要因と言いますか、進まなかったことの難しさがどこら辺にあるとお考えでしょうか。
- 田中委員長 答えにくいんですけども、いろんな要因があると思うんですよ。やはりうまくいっている、フィンランドとかスウェーデンとか、あとフランスもそこそこ進んでいると思いますけれども、そういう国の歴史として責任体制を明確にした上で、住民と腹を割って長いこと議論したということが一つあると思います。残念ながら今の我が国にはそういう雰囲気はないというか、ちょっと難しい状況ですね。そういうこともありますし、日本の地政学的な条件として、北欧のように極めて長期に安定的な場所というか、そういう地下をなかなか見つけにくいところもあるんですが、その辺は今日エネ庁の方でそこは自分達で見つけますと言っていますので、そういうことを期待して、そういうところから初めて、なんとなく手を挙げていただければ文献調査をさせていただいてというやり方は、東洋町の町長が手を挙げたけれども、結局は住民の理解は得られませんから、やっぱりそういうことだけではうまくいかないということは、ここ17年の歴史で明確になってんじゃないかと思っておりますので、今回、国がっていうのが文書の中に異常にたくさん出てきて、国が主体的にやろうとしている中にそういうことも入っていますから、少しは期待していますけれども、期待するというのは変ですけども、進むのかなと、進めば我々もそれに応じてちゃんと責任を果たしていきたいというふうに思います。
- 記者 もう一点、別件なんですけれども、明日から関電の高浜1、2号機と美浜3号機の審査がスタートします。実質的にこの40年の運転延長を目指している原発の審査というのは初めてになると思うのですけれども、今までもお伺いしてきましたが改めてですね、設計の古さとか色々課題を抱えていると思うのですけれども、審査の見通しと伺いますか、委員長、現在、どういうふうに御覧になっているかお聞かせください。
- 田中委員長 私から申し上げることはなくて、更田さんが中心になってその辺は適合性審査をやっていくんだらうと思っておりますので、今の段階では私からどうこう申し上げるつもりもないですね。
- 司会 はい次の方いらっしゃいますか。アマノさんどうぞ。
- 記者 産経新聞のアマノでございます。放射性廃棄物の最終処分の話に戻るのでございますけれども、だいぶ前にお伺いしたときにその最終処分場の基準作りを進めていきたいとい

うようなお話を明言されていたのを記憶していて、ただその最終処分場が何十年先になるのか分からないので、いつになるのか分からないという形でおっしゃっていた記憶があるんですけども、ただここ最近の経産省の議論とかを見ている限りでは、候補地を選定する段階でもう安全を担保するために規制委員会としてこういう基準がありますと、だから経産省の立場としては安心してくださいというような形で、基準を先に明示した方が候補地の選定をしやすいというふうに考えられるわけですけども、基準作りに関してどういうタイミングでどういう時期をお考えで作っていかうというお考えでしょうか。

○田中委員長 さっきもちょっと申し上げましたけれども、まず今は経産省の方針は文献調査というよく分からないような概念なんですけれども、一応昔はどこでもいいから手を挙げてもらえれば調査をしますというのが文献調査だったんですけども、今日のお話を聞くと、ある程度、向こうの専門家として評価をして可能性のあるところをまず選んで文献調査、候補地みたいなものを選ぼうということですよ。その後、その中からもっと絞り込んで実際に概要調査に入っていくということを言っています。その概要調査に入るときには規制委員会としてもきちっとした基準みたいな一種のガイドラインみたいなものを出してくださいというのが今日の、いわゆる基本方針の中に書いてありますからそういうことになるんだと思いますけれども、順番的に見ると。

○記者 そうすると規制委員会としては候補地の選定に関与するプロセスの中では文献調査では全く関与せず、概要調査から初めて関与していくというそういう流れになるのですか。

○田中委員長 そのつもりですけども、そのことを今日は最後に私、エネ庁の部長に確認したのはそのところです。最初からということになると規制なのか推進なのかよく分からなくなってくるので、そのところはかなり十分に注意深く扱っていかなくちゃいけないことだろうと思っています。

○記者 あとその可逆性、あるいは回収可能性というところなんですけれども、学術会議がこういう案を出してきて、経産省としてはそれを踏襲したという形になるわけですけども、規制委員会としては更田さんの今日のお話を聞いていても否定的な御意見と受け止めたんですけども、これを研究開発をこれは委員長としては積極的に進めていいものなのか、否定的にとらえているのか、どういうお立場なのでしょう。

○田中委員長 更田さんが言ったのは別に否定的とかなんかということではなくて、可逆性ということをそういう条件を入れれば当然技術的ところが違ってきますね。よく還元雰囲気だったら人工バリアが1000年ぐらい持つけれど、酸化雰囲気だと持たないとかね。そういうこともよく知られていることですから、そういうことも含めて色々なところが安全規制上影響してきますから、先々分かりませんが概要調査である程度絞り込んでくる段階においては、経産省としてもその辺の考え方は整理されてくるのではないかという気がしますけど。そう期待していますが、分かりませんね。

- 記者 つまり規制委員会として回収可能性を安全上どのように位置付けるかという、規制側からこの回収可能性の意義を公表というか、明言するという事ではないのですか、それは受け身の立場で待ってから考えますということですか。
- 田中委員長 回収可能性って一口で言いますが、高レベル廃棄物の場合は万年オーダー、10万年とかそういう期間ですよ。だいたい雑ぱくに言うと。その間、ずっとそれを担保するのとかということはないかなと今日話を聞くと。そうすると坑道閉鎖するまでっていうと、せいぜい2、300年の範囲ではないのかなという気がするわけです。今までの私の知識から言うとね。そういうことを頭に置いておられるのかなという気がするのですが、もう一つはやっぱり住民との対話の中でその辺の考え方をどういうふうに活かしていくのかというのがこれは実際にはそういうものを立地する側、実際に事業を進める側の問題だと思いますので、私の方から何か言うことではないと思います。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 はい、他いかがですか。よろしいでしょうか。カワダさん、どうぞ。
- 朝日新聞のカワダと申します。最終処分の関係で、重要な責務を追っているので準備をしていきたいという主旨のことをおっしゃったのですけれども、それは規制の上での研究のことをおっしゃっているのでしょうか。
- 田中委員長 漠然としているんですね、まだ私の頭の中でもはっきりいって。というのは今日は基本方針で実際具体的にどう進むかというところがまだ明確でないのですが、でもいろんなケースを少しケーススタディしながら、ある程度専門的な知見も蓄積していく必要があるだろうということもありますし、場合によってはこれは石渡先生の分野になりますけれども、我が国においてどういうところが比較的安定しているとか、そういう研究とか調査をするとか、そういうこともあると思うんです。それから後は今日も申し上げましたけども色々これまで高レベル廃棄物については研究とかデータの蓄積がありますが、それが具体的に場所が決まってきたときどう生かされるのかっていうのがまだちょっと分かりませんのでその土地が決まらないと分からない場合もありますから、そういう場合にどう対応すべきかっていうのは、何か決まればぱっぱと規制ができるんだったらいいですけどそれなりに専門的な知識がいると思いますのでそういう意味での準備ですね。
- 記者 今経産省とかも研究とか進めていて更田さんがコミットメントの仕方とかオプザーバー的な立場であるとかいうことで研究自体は共同で評価とかそういったものは別途やるというそういう形を想定されての発言かなと思ったんですけども委員長はどういうふうにお考えでしょう。
- 田中委員長 研究と一緒にやるっていうケースは相当、どうしても必要な場合はそうい

うケースも否定はできないかも知れないけど今の段階でそこまでは考えてないと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他よろしいでしょうか。シュゾウさん、どうぞ。

○記者 毎日のシュゾウです。

今日田中知委員がですねノーリターンルールのことについて言及があって経産省の協力を要請するときに人材供給も含めて考えて欲しいという発言があったと思います。委員長自身はこの件についてノーリターンルールとの関係についてはどうお考えでしょうか。

○田中委員長 知委員がおっしゃったのはノーリターンルールっていうのがあるんだけど、やっぱりこの問題は非常に重要なのでそのために必要な専門家はそういう覚悟を持って来て頂くような道筋を作ってくださいということなんです。だからノーリターンルールを無視して来て下さいっていうことではないと思いますよ。

○記者 一方で規制庁内に廃棄物に詳しい職員が非常に少ないっていう現状があって経産省の方で職員がそういう人が沢山いるっていう現状があるわけで、そこらへも踏まえての発言じゃなかったかなと僕は理解してるんですけど、用は規制庁に経産省から人をくれということなんでしょうか。

○田中委員長 経産省から人をくれっていうことだけではないと思いますよ。そういう場合もあるかも知れませんが今日もちょっとでてましかど産総研の地質調査所とかそういうところに専門家がいる訳です。だから、行政官が欲しいっていうだけじゃないですね。法律を作ってくとか基準を作るときには行政官の力もいりますけども、まず今の段階ではもっとスペシャリストも含めて投下してかなくちゃいけないとそういうことだと思います。

○記者 最後にしますけど。ですからもうちょっと経産省の方で規制庁との人事交流みたいなところ活発にして、垣根を取っ払えみたいなそういう趣旨ではなかったということなんでしょうか。

○田中委員長 垣根を取っ払えという話ではないですね。

○司会 はい。よろしいでしょうか。どうぞ。

○記者 すいません。テレビ朝日のヨシノです。

1点だけ。昨日判明しました情報の流失の問題についての委員長の受け止め及び評価などをお聞かせ下さい。

○田中委員長 昨日、さんざん総務課長とやったんでもう十分なんじゃないですか。何であんな詰まらないことにこだわるのかわかんないけども、今回でたものは別にクラッシュファイのような資料でないんでいいですが、そういう事態が起こらないように注意す

るっていう意味ではそういうことは必要かと思えます。反省材料だと思えますけどもそんなに目くじら立てるような話ではないと、実害があった訳じゃないし。

- 記者 最後にしますけど。でた情報は確かに大した情報ではないかも知れませんが、やっぱり情報の管理上の問題であるとかそれを評価するという過程の中の問題であるとかその辺に問題はなかったとその辺を含めていかがでしょうか。
- 田中委員長 そういうことばかりいっているような体質は私はあんまり好きじゃないんですけどもうこれ以上はコメントしません。

○司会 はい。よろしいでしょうか。それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。御苦労さま。ごめんなさい。ミヤジマさん、どうぞ。

○記者 FACTAのミヤジマです。

あのK排水路の話も今日議論になってましたけど東電が全データ公開、それから社外、外国人の取締役入れたり新しい仕組み作りをするとこれについて委員長御評価というかですね、どういうお考えをお持ちなのか伺いたい。

○田中委員長 今日最後に金城さんに伝えて下さいといったのは東京電力が廃止措置に対するの主体的な取組ってのがなかなか見えてこないっていうのが私の感想なんです。やっぱり自分たちはこうやって廃止措置を進めてできるだけ早くリスクを低減化してくっていうことをもっと明示的にして、そのためのデータをきちっと公開して色々困難なことがあっても住民にきちっと説明をしながらやってくと、それで何か起こったらその段階できちっと謝るべきは謝るし、そういう何ていうんですかね、誰かにいわれてるからやるとか誰かの顔見ながらやっているとという雰囲気がちょっと感じてるもんですから今日そういうふうに申し上げました。それで答えになってるんですかね。

○記者 これに関連してですね。いわゆるこれはまあ東電は隠蔽批判をこれを何とか払拭しようとして丸裸っていうんですかね何でもだそうと、逆にそれは間違っただし方っていうかその仕組みを間違えますとね風評被害というのも、もしかしたら倍化するかも知れないというそういうおそれがあると私は実は思っております。ですから東京電力が3万のものを7万これからだしていくというようなことに当たってはいわゆる特定施設のところで事前にですね、その東電の主体的な努力は当然ですよ、それはチェックする、やはり金城さんのところでチェックするというようなところが私は望まれると実は思っておりますこれは隠蔽体質を払拭するためではなくて風評被害を減らすために全データを公開するんだと思っているものですからその辺でやっぱり規制委員会というのは更田さんのとことか制度の作り込みについて事前にチェックするというのをやるのかどうかそこそこのお考えを伺いたいんです。

○田中委員長 多分ちょっと風評被害についての認識が若干違うかも知れないけど、風評被害っていうのは多分規制委員会がどういおうが一朝一夕になくなるとか緩和できるというものではないと思うんです。ですからそのことも含めて東京電力が相当の覚悟を

もって当たらないといけないんだと思うんですよね。今水だけで騒いでますけど風評被害は福島県であれば会津地方まで及んでるんです実態として。これは日本国民全体の問題なのかも知れないけれどもそういうところも含めてやっぱりきちっと捉えていかないとなかなか福島の問題は解決、いい方向にいかないと思います。おっしゃるとおり規制委員会としてできるだけことは取り組んでいるつもりですが足りなければ色々いって頂くのは一向に差し支えありませんけども、いつも申し上げてんだけどまあミヤジマさんから見ると不十分だといつも叱られるけど相当一生懸命やってるとは思ってるんですけども、今そういうことで御理解頂くしかないかなと思います。いずれ様子を見てて私が直接上の方に申し挙げるときもあるかも知れません。

○司会 はい、どうぞ。

○記者 プラッツのヤマグチと申します。

ちょっと遅れて来ましたんで質問が重複していたら申し訳ございませんが、廃炉宣言が3月に5基分発表されまして、それに伴ってでてくる低レベル放射性廃棄物の処理のなかでも低レベルといいながらレベルが3種類あると、電力会社としては「それどうするんですか」という質問に対してはまだ基準が決まってないんでそれこそ処分地さえもまだアイデアがありませんというコメントが非常に複数重なっていたんですが、そこら辺の低レベルの中でも六ヶ所埋設センターでは扱っていないような高めのレベルの基準作りについてはどのような取組をされていらっしゃるのか若しくは今後されるのかお伺いできますでしょうか。

○田中委員長 多分御存知のようにうちの活動を見てれば分かりますけども、多分余裕深度処分のことをおっしゃっているんだと思います。今日ちょっと議論があったのは余裕深度といわれるいわゆる炉内構造物がだいたいそういうことになるんですけどもその中でも寿命の長いものが、量は少ないんですけどでてくると、余裕深度ってだいたい50m位の地下層にっていうのが、まあ1つの考え方ですけどもそれだけで処理できないかも知れませんよっていう話がちょっと知委員の方からでていたと思います。だからそれは特定廃棄物と同じような扱いになるかも知れないですね。ただ余裕深度の考え方も今色々議論があって昔とは違いますので今議論の最中ですからそこは早急に、今年中位、今年度中位に作ろうってことでスタートしていますから規制側としては。

○記者 今から1年。

○田中委員長 今年いっぱいぐらい。遅くとも年度内には規則を作ることをしています。

○司会 はい、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。御苦労さまでした。